

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 11 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

新潟県阿賀町長

公表日

令和4年9月15日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の把握、予防接種の実施、予防接種の発行、接種履歴管理等</p> <p>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</p> <p>③予防接種による健康被害が生じた場合の給付の支給に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>①番号法第9条第1項、別表第一第93の2項</p> <p>②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>①番号法第19条第8号、別表第二</p> <p>別表第二における情報提供の根拠: 16の2. 16の3. 115の2の項</p> <p>別表第二における情報照会の根拠: 16の2. 17. 18. 19. 115の2の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | こども・健康推進課 |
| ②所属長の役職名 | こども・健康推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 阿賀町 総務課 〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 阿賀町 総務課 〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111(代表) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年5月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年5月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------|
| 令和3年10月15日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の把握、予防接種の実施、予診票の発行、接種履歴管理等</p> <p>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</p> <p>③予防接種による健康被害が生じた場合の給付の支給に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の把握、予防接種の実施、予診票の発行、接種履歴管理等</p> <p>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</p> <p>③予防接種による健康被害が生じた場合の給付の支給に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> | 事後 | |
| 令和3年10月15日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム | 健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能 | | |
| 令和3年10月15日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ①番号法第9条第1項、別表第一第93の2項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 | ①番号法第9条第1項、別表第一第93の2項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和3年10月15日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年2月1日 | 令和3年10月1日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 令和3年10月15日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年2月1日 | 令和3年10月1日 | 事後 | |
| 令和3年10月15日 | IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | 委託しない | 十分である | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ①番号法第9条第1項、別表第一第93の2項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) | ①番号法第9条第1項、別表第一第93の2項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年10月1日 | 令和3年12月1日 | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年10月1日 | 令和3年12月1日 | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | 委託しない | 十分である | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠 | ①番号法第19条第7号、別表第二代115の2の項 | ①番号法第19条第8号 別表第二別表第二における情報提供の根拠:16の2. 16の3. 115の2の項 別表第二における情報照会の根拠:16の2. 17. 18. 19. 115の2の項 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 1万人以上10万人未満 令和3年12月1日 | 1,000人以上1万人未満 令和4年4月1日 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年12月1日 | 令和4年4月1日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和4年5月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ① 番号法第9条第1項、別表第一第93の2項 ② 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) | ① 番号法第9条第1項、別表第一の10項及び第93の2項 ② 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和4年5月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和4年4月1日 | 令和4年5月1日 | 事後 | |
| 令和4年5月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和4年4月1日 | 令和4年5月1日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------|
| 令和4年9月15日 | <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p> | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の把握、予防接種の実施、予診票の発行、接種履歴管理等</p> <p>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</p> <p>③予防接種による健康被害が生じた場合の給付の支給に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の把握、予防接種の実施、予診票の発行、接種履歴管理等</p> <p>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</p> <p>③予防接種による健康被害が生じた場合の給付の支給に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。</p> | 事後 | |
| | | | | | |